

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも、避難行動要支援者（※用語の説明）（以下「要支援者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

焼津市は、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、避難行動要支援者避難支援計画（※用語の説明）（以下「避難支援計画」という。）を作成する。

2 位置づけ

避難支援計画は、「焼津市地域防災計画」における要支援者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

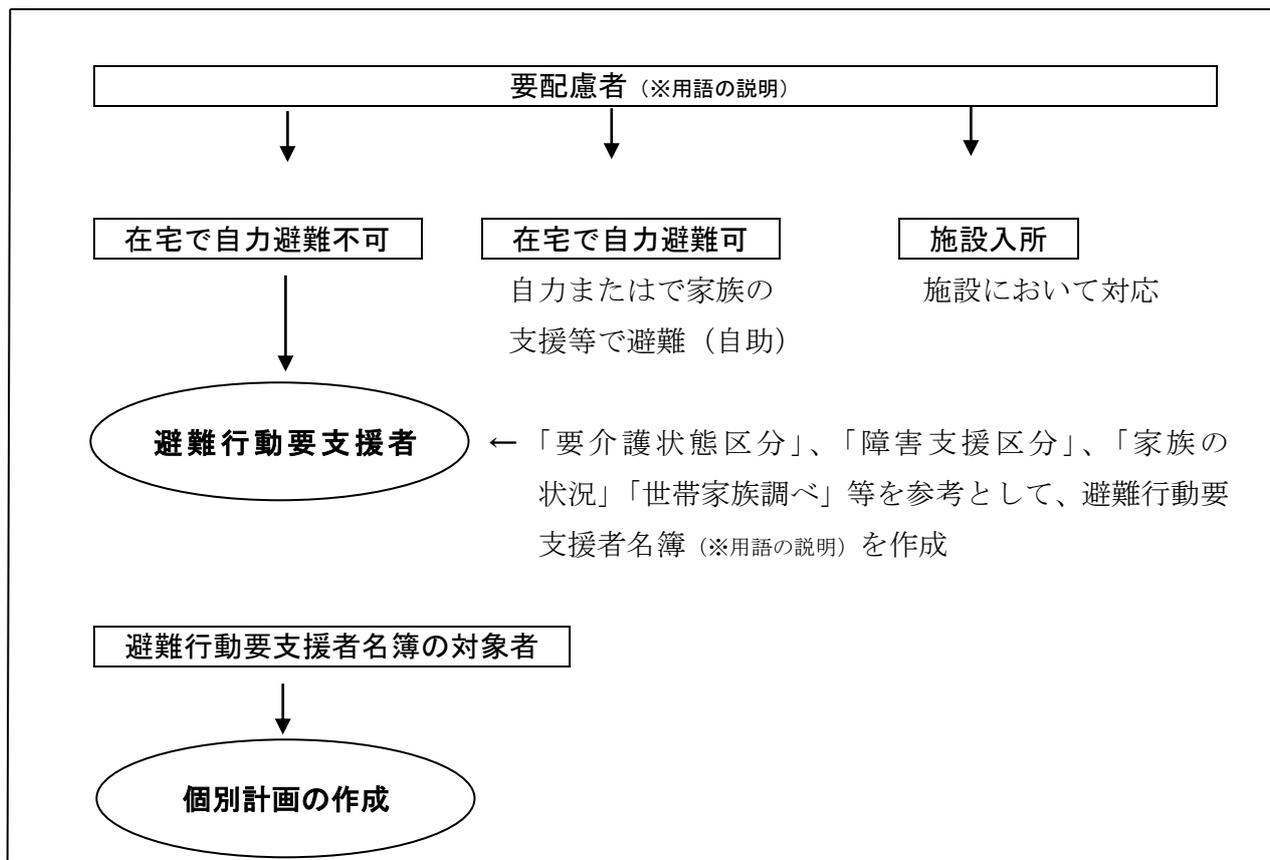
避難支援計画は、要支援者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要支援者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成するが、個別計画については、個々の要支援者の状況を把握した上で作成することとなるため、本計画には個別計画の様式を定めるものとする。

4 避難支援体制の整備方針

（1）対象者

要支援者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者について、重点的・優先的に進める。

避難支援計画の対象者



(2) 対象災害・地域

避難支援計画は、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は焼津市全域とする。

5 推進体制

市は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局と防災担当部局で構成する避難行動要支援者支援チーム (※用語の説明) (以下「要支援者支援チーム」という。)を設置する。

要支援者支援チームは、関係機関と連携し、要支援者の避難支援計画を推進する。

6 関係機関等の役割

(1) 市の役割

① 福祉担当部局

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 要支援者支援チームの設置 イ. 要支援者名簿の取りまとめ及び自主防災会・民生委員・児童委員へ提供 ウ. 要支援者の把握（自主防災会、民生委員・児童委員と連携して実施） エ. 個別計画作成のための同意の働きかけと個別計画の作成（必要に応じて自主防災会、民生委員・児童委員と連携して実施） オ. 個別計画作成についての広報等 カ. 福祉避難所（※用語の説明）の運営体制の確保 キ. 福祉避難所の協定の締結 ク. 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 ケ. 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 災害対策本部に要支援者支援チームを設置 イ. 要支援者の避難・安否確認の状況把握 ウ. 福祉避難所の開設・運営 エ. 自主防災会を中心とした避難所運営本部、自主防災組織班と連携した要支援者支援

② 防災担当部局の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 避難行動要支援者名簿の共有 イ. 避難情報の伝達体制の整備 ウ. 個別計画作成のための同意の働きかけ（必要に応じて自主防災会、民生委員・児童委員と連携して実施） エ. 個別計画作成についての広報等 オ. 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 カ. 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 避難情報の発令・伝達 イ. 災害対策の総括・防災関係機関との連絡調整

③ 志太消防本部（消防団を含む）の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 要支援者の避難支援体制整備への協力
-----	--

災害時	ア. 被災者の安否確認、救援・救助
-----	-------------------

④ 教育委員会事務局の役割

平常時	ア. 避難所の施設管理者として、避難所施設の状況確認 イ. 避難所に関する訓練・研修への協力
災害時	ア. 避難所管理上の調整

(2) 自主防災会の役割

平常時	ア. 避難行動要支援者名簿の共有 イ. 要支援者の把握調査への協力 ウ. 必要に応じて個別計画作成のための同意について、要支援者への働きかけ エ. 必要に応じて個別計画作成への協力 オ. 個別計画の修正に関する市への協力
災害時	ア. 要支援者及び地域支援者への避難情報の伝達 イ. 要支援者への支援と安否確認

(3) 民生委員・児童委員の役割

平常時	ア. 避難行動要支援者名簿の作成に向けた地域情報の提供などの協力 イ. 避難行動要支援者名簿の共有 ウ. 必要に応じて要支援者の把握調査への協力 エ. 必要に応じて個別計画作成のための同意について、要支援者への働きかけ オ. 個別計画作成への協力 カ. 個別計画の修正に関する市への協力
災害時	ア. 要支援者の安否確認への協力

(4) 社会福祉協議会の役割

平常時	ア. 地域福祉の推進 イ. 個別計画作成のための同意について、要支援者や関係団体等への働きかけ
-----	--

災害時	ア. 福祉避難所の開設・運営
-----	----------------

(5) 県の役割

① 県中部健康福祉センターの役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 市への難病患者要支援者名簿の提供 イ. 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者（難病患者）への働きかけ ウ. 個別計画作成への助言、情報提供
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 難病患者の安否確認への協力 イ. 避難後の要支援者支援に関する連絡調整